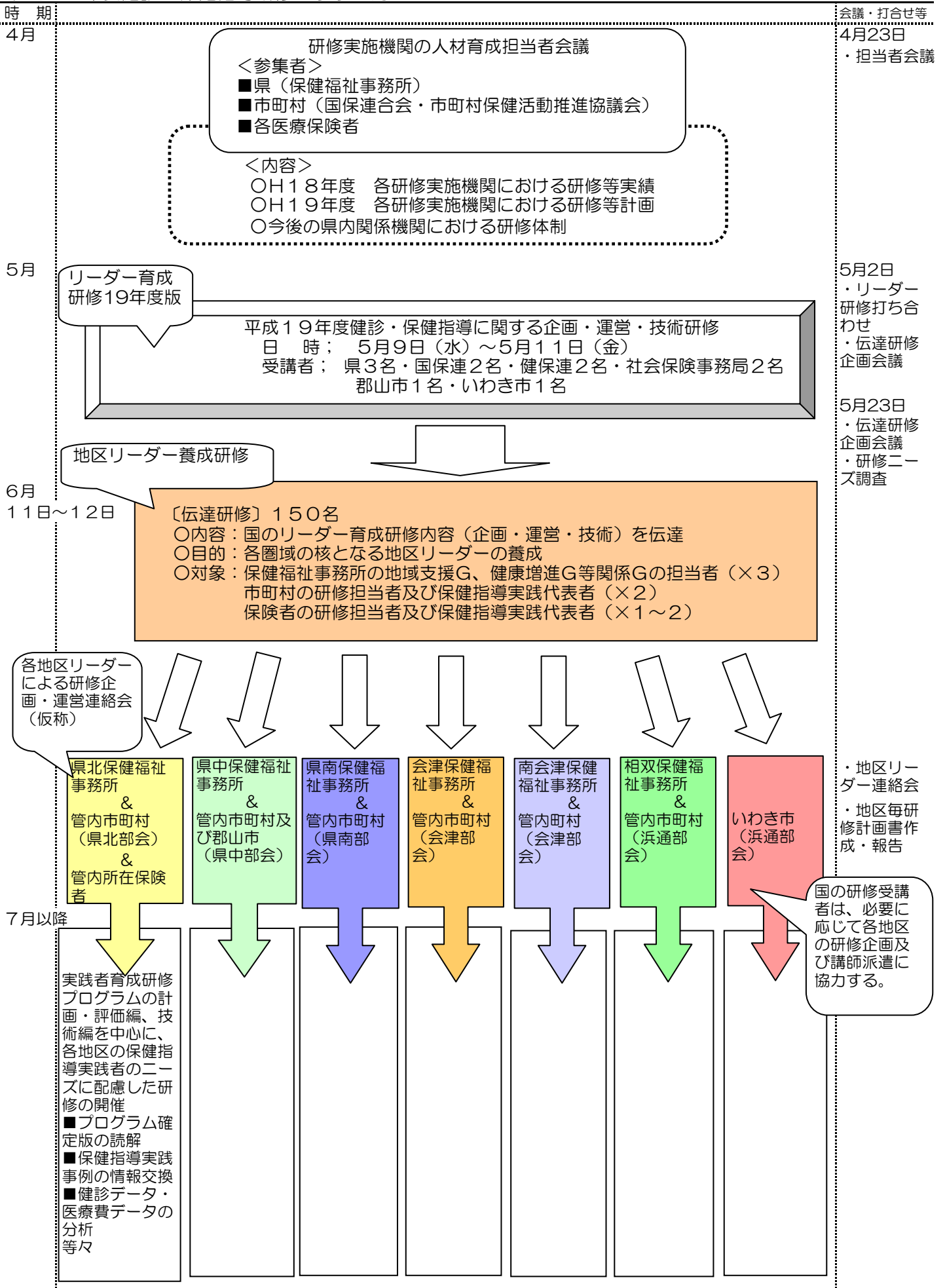



《研修体系》 研修の対象と 研修内容		国 ＜リーダー育成＞ ◆研修の企画 ◆事業企画・評価 ◆保健指導知識・技術	県 ＜実践者育成＞ ◆事業企画・評価 ◆保健指導知識・技術	医療保険者（保険者協議会） ＜実践者育成＞ ◆事業企画・評価 ◆保健指導知識・技術	関係団体 ＜実践者育成＞ ◆保健指導知識・技術		
研修実施機関	国	県	保健所	市町村	医療保険者	事業所	関係団体
生活習慣病予防関連研修の実施状況	厚生労働省各局（担当課・担当室）毎に説明会、研修会を実施	地域保健関係職員研修	地域保健福祉活動推進研修（地域保健関係職員研修）	市町村保健活動推進協議会（各部会） 国保連合会保健事業 各地域保健師連絡会等	各組織毎の研修事業	各組織毎の研修事業	各組織毎の研修事業
18年度	H18年8月	生活習慣病予防のための健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修会（厚労省）	← 受講（2名）	← 受講（国保連合会2名）	← 受講（国ハル）		← 受講（国ハル）
	9月		〔事業評価研修（既存事業の評価・整理） 9月・10月・11月実施〕	→			
	10月 11月		医療制度対策説明会	→	県内6方部で開催		
	H19年1月	〔総合医療政策研修〕	← 受講				
	2月		健診・保健指導研修 〔体制整備・事業計画研修〕	→			
		市町村国保における特定健診・保健指導にむけた関係者研修会	← 受講		← 受講（国保連合会） ← 受講（国保ヘルスアップ事業実施市町村）		
	3月		健診・保健指導研修 〔食生活・栄養指導スキルアップ研修〕	→			
	H19年4月		健診・保健指導関連研修会担当者会議				
	5月	健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修（保健医療科学院）	← 受講（1名）	← 受講（2名）	← 受講（国保連合会2名） ← 受講（郡山市1名）	← 受講（2名）	← 受講（国ハル）
	6月		分析ソフトを活用したデータ分析研修（HC対象）	→	市町村支援		
19年度	6月	伝達研修	健診・保健指導研修 〔各地区保健指導リーダー育成研修〕	→	6月11（月）・12日（火） 福島県建設技術センター		
	7月	実践力強化のための研修を中心に、各研修実施主体間の調整を図りながら開催	〔調査研究研修〕 7月1日～2月（4回）	→	保健福祉事務所を中心とした地域ごとの研修事業		
	7月		健診・保健指導研修 〔行動変容をねらいとする保健指導〕	→	7月19日（木） 福島県建設技術センター		
	8月			保健福祉事務所を中心とした地域ごとの研修事業			
	9月		〔事業評価研修 ①〕				
	9月		健診・保健指導研修 〔保健指導計画と効果の評価〕	→	日程・会場未定		
	10月			〔事業評価研修 ②〕			
	11月						
	12月						
	H20年1月			〔事業評価研修 ③〕			
2月							
3月							
20年度	H20年4月						



平成19年度健診・保健指導関連研修に係る各関係機関の役割

◎県内の研修事業の総合調整体制 <保健指導技術高度化支援事業 保健指導研修等企画評価部会（仮称）の設置>

- 内容（案）：
- （1）保健指導技術ニーズ調査
 - （2）研修講師のリスト作成（各種研修受講者、各関係機関の保健指導実践者、地域の医療関係団体・教育機関の講師等）
 - （3）研修ガイドラインに基づく研修事業の企画立案・実施体制の調整
 - （4）研修事業の評価検証（県健康増進計画・医療費適正化計画及び各保険者における事業実施計画等の達成度を踏まえた事業評価）

県（本庁・保健福祉事務所）		保険者協議会	事業所	関係団体 （医師会・看護協会等）
（市町村）		（医療保険者）		
地域保健関係職員研修	地域保健福祉活動推進研修			
<ul style="list-style-type: none"> ■保健指導技術高度化支援事業を運営する ■リーダー育成研修（健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修）を受講する ■リーダー育成研修を伝達する ■本庁主催研修を実施する ■研修実施各関係機関間の全体調整を図る ■福島県地域・職域連携推進協議会が推進する事業との調整を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ■リーダー育成研修（健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修）を受講する ■リーダー育成研修を伝達する ■地域保健福祉活動推進研修に生活習慣病対策をねらいとする研修を組み込む ■管内市町村の実態に即して研修を企画・実施するとともに、市町村が実施する研修の企画運営を支援（講師派遣含む）する ■二次医療圏域の地域・職域連携推進協議会が推進する事業との調整を図る 			
		<ul style="list-style-type: none"> ■県及び保険者協議会が企画する研修を受講する ■市町村保健活動推進協議会（各部会）が行う保健事業の一環として研修会を企画し、実践者育成を図る ■国保連合会が行う研修会を受講する ■各地域における保健師連絡会等において研修を企画し、実践者育成を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ■各保険者が自ら研修を企画し、実践者育成を図る ■保険者協議会が企画する研修を受講する ■県が企画する研修を受講する 	<ul style="list-style-type: none"> ■県（本庁・保健福祉事務所）が企画する研修を受講する ■保険者協議会、関係団体等が企画する研修を受講する
				<ul style="list-style-type: none"> ■団体が研修を企画し、所属職員の人材育成を図る ■団体が研修を企画し、保健指導従事者等の人材育成に努める ■各研修実施機関の求めに応じて講師派遣に協力する